

懲戒処分の公表について

令和元年6月14日

南三陸町総務課

本町職員に対し、地方公務員法第29条に基づく懲戒処分を行ったので、公表します。

1 管財課所管事務に関する不適正な事務処理事案

(1) 被処分者
地域包括支援センター 主事 (20歳代 男性)

(2) 処分年月日
令和元年6月14日

(3) 処分の内容
戒告

(4) 事案の概要

本件については、事件本人が管財課に所属していた平成28年度から平成30年度までの間、担当する事務に関し、処理を完結しないまま書類を放置し、及び隠ぺいする等、不適正な事務処理を行ったものです。

加えて、事件本人は、平成30年9月21日付けで、不適正な事務処理を行ったことにより、文書厳重注意の処分を受けております。

これらのことにより、上記処分としたものです。

(5) その他

上記の懲戒処分に関連し、当該職員の管理監督職員について、次のとおり処分を行いました。

- ・口頭注意 課長級 (50歳代 男性)
- ・文書厳重注意 係長級 (50歳代 男性)

2 企画課所管事務に関する不適正な事務処理事案

(1) 被処分者
企画課 主事 (20歳代 女性)

(2) 処分年月日
令和元年6月14日

(3) 処分の内容
戒告

(4) 事案の概要

本件については、事件本人が担当する事務に関し、必要な事務処理を怠り、物品の支払を遅延させる等したものです。

加えて、事件本人は、平成30年9月21日付けで、不適正な事務処理を行ったことにより、文書厳重注意の処分を受けております。

これらのことにより、上記処分としたものです。

(5) その他

上記の懲戒処分に関連し、当該職員の管理監督職員について、次のとおり処分を行いました。

- ・口頭注意 課長級 (50歳代 男性)
- ・口頭注意 係長級 (40歳代 女性)

以上